

教育相談から

『一人一人の居場所を考えながら』



多様さをしっかり受け止め、信頼される相談

相談・啓発係

一 はじめに

養護教育センターは昭和六十一年の四月に開設し、心身に障害のある幼児、児童生徒の教育相談を行ってきました。

教育相談では、悩みや不安を抱いた保護者、日々の指導に携わっている先生方や、子供を取り巻く関係者、そして何よりも「自分らしさ」を表現して一生懸命に生きようとしている子供たちとの出会いがありました。

二 相談事業形態

これらの相談については、センター所管として以下のように三形態で進めています。

(一) 養護教育センターにおける相談

月曜日から金曜日に相談を行っています。

電話等で相談の申し込みをしていただき、相談を行います。

(二) 巡回就学相談

県北・会津・相双・いわきの四地区で小学二年

生までを対象として、夏

休み中に実施します。

(三) 地域相談室相談

福島県の地域性を考慮

して、身近な場所で相談

できるように、聾学校の

各分校に相談室を設置し

て相談を行っています。

電話等でそれぞれの地

域相談室へ申し込みをしていただき、相談を行います。

表1 3形態の内訳

形態	障害 件数	視 覚	聴 覚	精 薄	肢 体	病 弱	言 語	情 緒	重 複	そ 他	計
来 所	実件数	5	2	63	18	4	21	156	2	9	280
	延件数	15	9	346	72	15	107	888	9	31	1,492
巡 回	実件数	1	0	49	8	4	6	12	0	1	81
	延件数	1	0	49	8	4	6	12	0	1	81
地 域	実件数	22	41	53	7	84	6	34	26	14	287
	延件数	134	377	182	21	226	41	274	173	45	1,473
計	実件数	28	43	165	33	92	33	202	28	24	648
	延件数	150	386	577	101	245	154	1,174	182	77	3,046

表2 来所相談における情緒障害の内訳

内 訳	不 登 校	学 習 障 害	自 閉 症	緘 黙	そ の 他	計	全 体 計
件数	76	27	14	4	35	156	280

平成八年度の相談状況を以下の観点でまとめられています。

三 障害種別相談内容

センター所管の相談では、障害を視覚障害、聴覚障害、精神薄弱、肢体不自由、病弱・虚弱、言語障害、情緒障害、重複障害、その他の九種別に分けておりますが、特に不登校、学習障害の疑い等については、情緒障害に分類されています。

県北地域相談室 ○二四五―二一五〇―二三
会津地域相談室 ○二四二―二二二―二八六
浜通り地域相談室 ○二四六―三四―二二〇六